

病児保育の広域連携について



令和7年1月14日（火）
滋賀県

提案に対する県の考え方

病児保育の推進について

- 子どもが体調を崩したときは、子どもが慣れた環境で安心して過ごせることが望ましく、保護者が職場に気兼ねなく仕事を休み、家庭で看護できる社会環境整備が重要である。
- 病児保育事業は、やむを得ず一時的に保育する必要がある場合のセーフティネットとして、住民のニーズに沿って各市町において計画的に整備いただくことが基本である。

病児保育の広域連携について

- 病児保育の広域連携は、効率的・効果的な事業運営や県民の利便性向上の観点から有用と考える。一方、実施市からは、受け入れ施設の確保等の課題から慎重な意見もあり、市町や施設の御意見を丁寧に伺いながら、検討していきたい。

病児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）の概要

施策の目的

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

施策の内容

(1)病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2)病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(3)体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

実施主体

市町村（子ども・子育て支援法第59条）

県の役割

（子ども・子育て支援法第3条第2項）

- 市町村に対する必要な助言および適切な援助
- 特に専門性の高い施策および各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策の実施

子ども子育て支援交付金スキーム

【補助率】 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 （病児対応型1か所当たり）



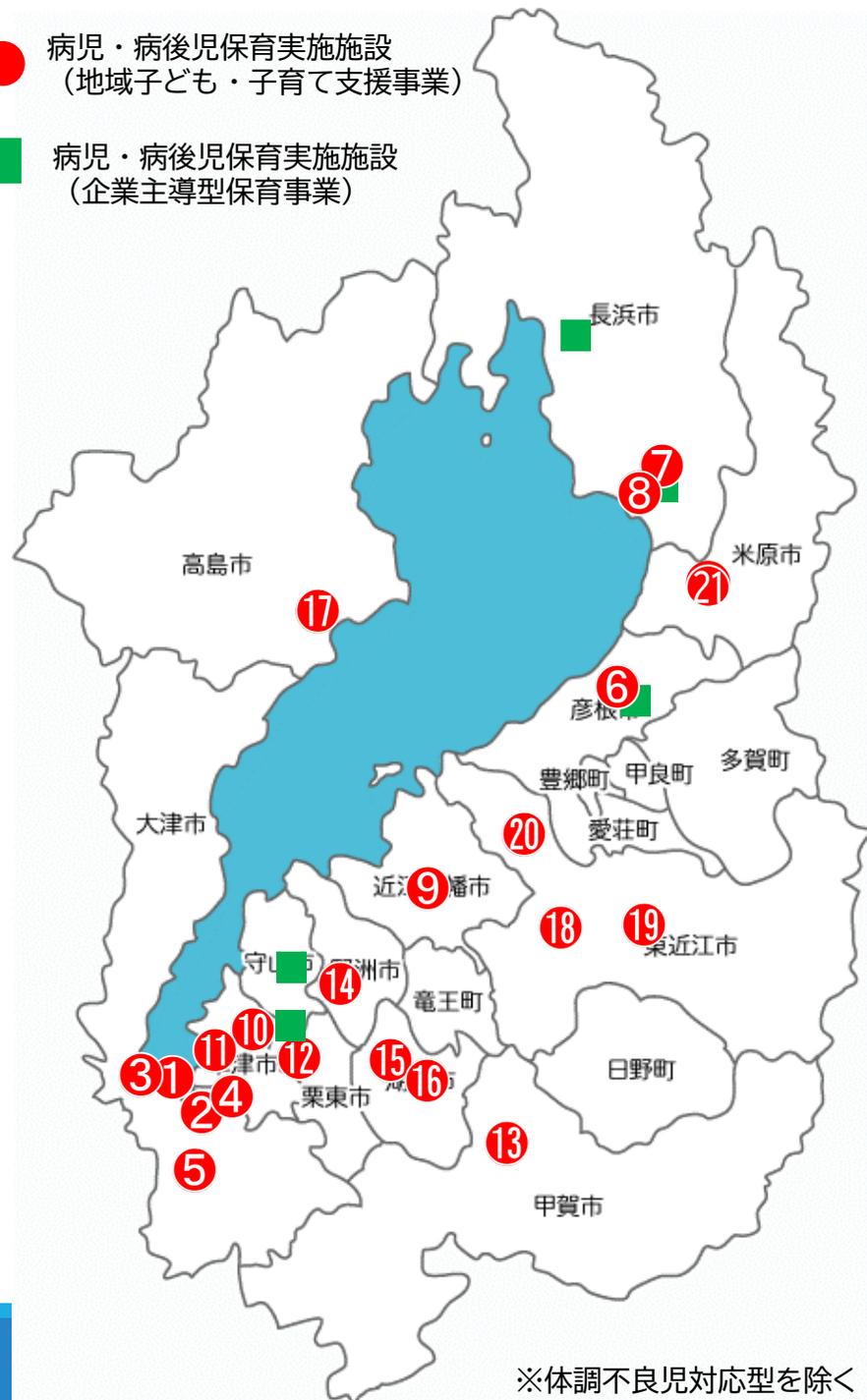
基本分 8,443千円
(うち改善分2,538千円)

年間延べ利用児童数	加算分単価（1か所当たり年額）
50～99人	1,000,000円
100～149人	1,500,000円
150～199人	2,000,000円
200～299人	3,000,000円
300人以上も同様に100人ごとに加算分は100万円上昇 ～38,000,000円	

病児保育の県内の実施状況

● 病児・病後児保育実施施設
(地域子ども・子育て支援事業)

■ 病児・病後児保育実施施設
(企業主導型保育事業)



※体調不良児対応型を除く

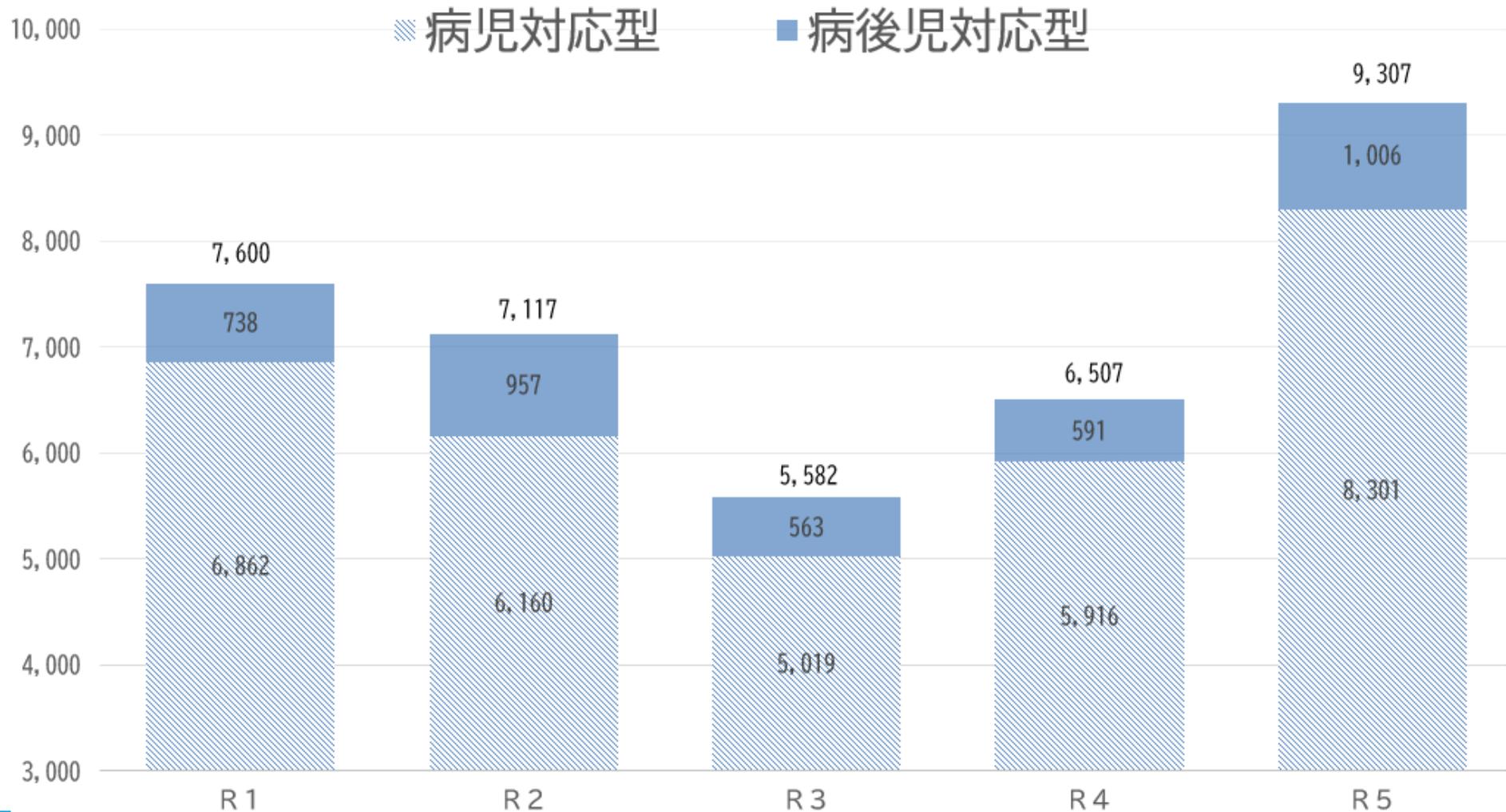
	実施施設名	所在地	定員
①	におの浜保育園	大津市におの浜2丁目2-10	3
②	あおぞら保育園	大津市大江1丁目36-1	6
③	レイモンドみらい園病児保育室	大津市中央二丁目2-20	3
④	レイクこどもクリニック 病児保育室こっこ	大津市大將軍三丁目24-8	6
⑤	南郷こども園	大津市南郷二丁目47-7	6
⑥	藤野こどもクリニック 病児保育室こあら	彦根市戸賀町36-6	6
⑦	ひよこ乳児保育園	長浜市小堀町66-1	2
⑧	まちのほけんしつ 病児保育室「ぼかぼか」	長浜市平方町321-3	8
⑨	西川小児科医院病児保育室 「わかばルーム」	近江八幡市出町309番地	5
⑩	コス小児科 病児保育室「オルミス」	草津市野村八丁目3-10 コス小児科内	4
⑪	淡海医療センター 病児保育室「陽だまり」	草津市矢橋町1660 淡海医療センター敷地内	4
⑫	きづきクリニック チャイルドハウス	栗東市岡195番地 1	2
⑬	みなくちこどもクリニック	甲賀市水口町南林口47-2	8
⑭	病児保育室とう太	野洲市小篠原869番地1	8
⑮	病児保育室「たち」	湖南市石部中央 1 丁目3-26	6
⑯	病児・病後児保育室「かんがる～」	湖南市針337番地 1	6
⑰	高島市民病院 病児保育室「おひさま」	高島市勝野1667番地	4
⑱	東近江市立八日市病児保育室	東近江市東中野町4-17	3
⑲	東近江市立愛東病児保育室	東近江市妹町29	3
⑳	東近江市立能登川病児保育室	東近江市猪子町124	3
㉑	米原市地域包括医療福祉センター ふくしあ病児・病後児保育室おおぞら	米原市新庄77-1	6

病児保育の県内の実施状況

年間延べ利用者数の推移

新型コロナウイルス感染症の拡大により一時減少したが、その後、利用者数は増加。

地域子ども・子育て支援事業実績[単位：人]



市町

利用ニーズが増加している

- ◆ 共働き世帯の増加や認知度の上昇
- ◆ 一方、全体的な認知度は低く、利用歴のない住民も多い
- ◆ 少子化による児童数の減少を踏まえると、今後の利用ニーズについては注視が必要

実施施設がない、実施施設が不足している

- ◆ 児童数の少ない自治体では単独設置が困難
- ◆ 地域の医療資源の不足、採算面から実施事業者が限られている

施設

安定した施設運営が難しい ※赤字経営の施設が全施設のうち約6割を占める

- ◆ 利用ニーズが一定しない。平時と感染症流行期等、季節間変動が大きい。
- ◆ キャンセル率が高く、職員の余剰が発生する。
- ◆ 看護師、保育士の配置に係る人件費負担（人件費高騰も背景）が大きい。人材確保が難しい。

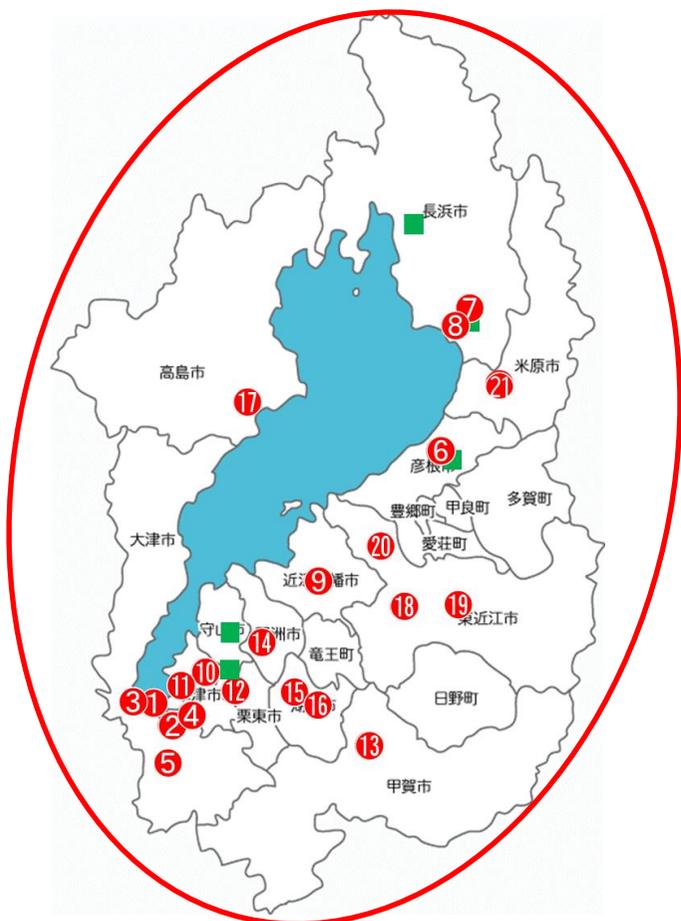
病児保育の広域連携について

「病児保育事業」における広域連携の推進(国の考え方)

病児保育事業の効率的・効果的な事業運営、利用者ニーズへの対応については、広域による連携が有用であり、例えば、都道府県主導で実施する方法や複数の市区町村が連携して実施する方法等、地域の実情に応じて、適切な実施方法を選択し、展開していくことも重要

令和5年12月12日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡

広域連携(県全域型)のイメージ



広域連携による効果

市町の区域を超えた施設利用

子育て世帯の利便性向上

相互利用による利用平準化

安定した施設運営

利用児童数に応じた精算

市町負担の公平化

病児保育の広域連携について

県内市町の取組状況

現在、①彦根市および4町、②草津市・栗東市の2地域において広域連携を実施。

	①	②
対象地域	彦根市、愛荘町、 豊郷町、甲良町、多賀町	草津市・栗東市
事業開始時期	H24. 9～	H13. 11～
対象事業	病児・病後児保育	病後児保育
施設所在地 (施設数)	彦根市 (1)	草津市 (2) ・ 栗東市 (1)
連携方法	<ul style="list-style-type: none">・ 湖東定住自立圏の形成に関する協定・ 湖東定住自立圏共生ビジョン	<ul style="list-style-type: none">・ 病後児保育に関する協定書

利用者

利便性の向上

- ◆ 市町内に病児保育施設がない場合に、他の市町の病児保育施設を利用できる
- ◆ 就労や家庭の事情に合わせて、他の市町の病児保育施設を利用できる
- ◆ 市内の病児保育施設の空きがない日に、他の市町の施設利用を選択できる

市町

空白地帯の解消、子育て施策の充実

- ◆ 市町の人口規模によって生じる利用者のニーズの差をカバーできる
- ◆ 利用の選択肢が広がることで利用者の潜在的なニーズにも応えられる
- ◆ 子育て支援を前面に出せる
- ◆ 複数施設が連携を取ることで、利用者数の変動に対処しやすく、効率的な事業運営ができる

施設

施設の安定経営

- ◆ 利便性向上による利用者数の増加
- ◆ 利用者数の増加にともなう交付金の増額
- ◆ 利用者の増加にともなう職員のやりがい醸成

自らの市町住民の受入枠の減少

- ◆ 他の市町の住民を受け入れることにより、自らの市町の住民の受入枠が減少する。
- ◆ 他の市町の住民が利用できて、自らの市町の住民が利用できないという不公平が生じる。
- ◆ 他の市町の住民を受け入れられるほど定員枠に余裕がない。

施設整備に係る市町間の負担調整

- ◆ 自らの市町の住民の利用を想定して拠出した施設整備費を、他の市町と費用分担するのか。

事務負担の増加

- ◆ 年ごとの契約や市町間の補助金精算の事務負担が増加する。

市町間で運用や手続が異なること

利用料金が様々であること

県内各施設の基本料金（1回当たり）

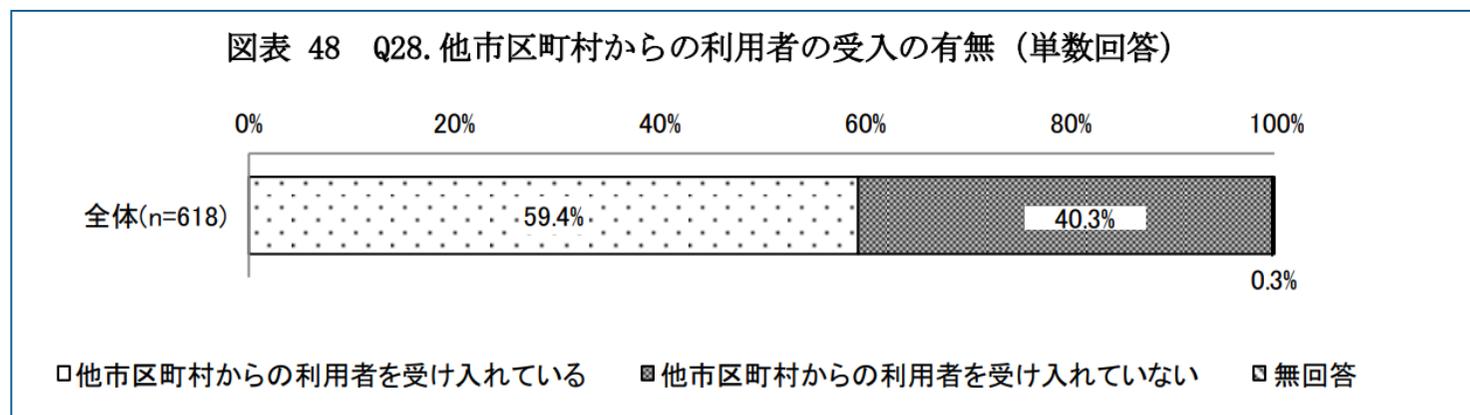
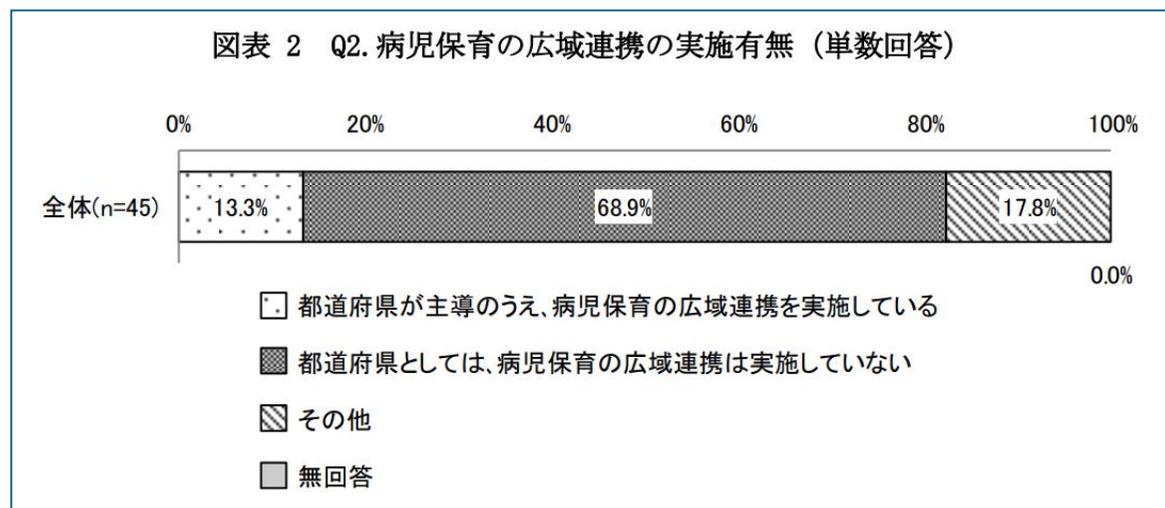
（年齢、日数による）

利用料	無料	500円	1,000円	500～1,500円	2,000円
施設数	1	2	2	1	15

病児保育の広域連携について

全国の実施状況

令和2年度現在、「都道府県が主導のうえ、病児保育の広域連携を実施している」とする回答は13.3%、「他市区町村からの利用者を受入れている」とする回答は59.4%。



【厚生労働省】令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「病児保育事業におけるICT化及び広域連携に関する取組状況等に関する調査研究」

病児保育の広域連携について

他府県の取組事例

令和5年12月12日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡

全県型

圏域型

	山梨県	山口県	大分県	岡山県	鳥取県	福岡県	山形県	広島県	佐賀県
実施市町数	県内全域	県内全域	県内全域	地域ごとの連携	地域ごとの連携(4地域)	地域ごとの連携(14地域)	地域ごとの連携(7市7町)	地域ごとの連携(26市町)	地域ごとの連携(1地域)
開始時期	H29.4 (H30.4~全県)	H31.4	R3.10	H29.4	H24年度~ 順次拡大	R1年度~ 順次拡大	R3.4~ 順次拡大	H27年度~ 順次拡大	R2~
協定書の締結	各市町村	各市町村	各市町村	県+参加市町	各市町村	各市町村	山形連携中枢都市圏連携協定	各市町	各市町
施設利用料の方法	市外利用者の利用料金を統一	市町に委ね、県内利用料を統一していない	市内、市外の利用料を県内統一	市町に委ね、県内利用料を統一していない	市町に委ね、県内利用料を統一していない	市町に委ね、県内利用料を統一していない	各施設に委ね、統一していない	市町に委ね、統一していない	佐賀市、小城市の2種類

県主導型

市町村主導型